

〔薬局調剤〕

8 調剤行為の状況

薬局調剤の1件当たり点数は1,070.5点で、前年に比べ29.0点、2.6%減少している。

受付1回当たり点数は909.7点で、前年に比べ19.2点、2.1%減少している。調剤行為別にみると、「薬剤料」657.5点(構成割合72.3%)が最も高く、次いで「調剤技術料」126.6点(同13.9%)となっている。

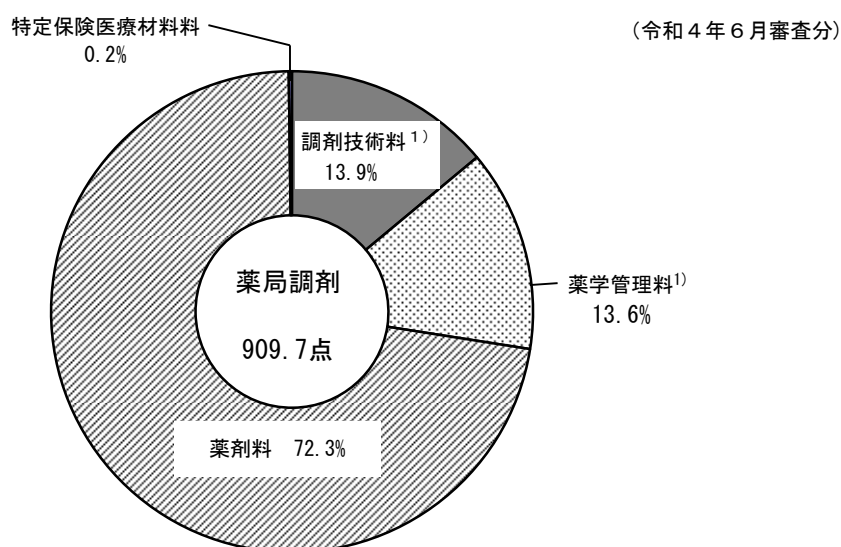
1件当たり受付回数は1.18回で、前年に比べ0.01回減少している。(表10、図11)

表10 調剤行為別にみた1件当たり点数・受付1回当たり点数・1件当たり受付回数

調 剤 行 為	令和4年 (2022)	令和3年 (2021)	対 前 年	
			増減点数	増減率(%)
1 件 当 た り 点 数				
総 数	1 070.5	1 099.5	△ 29.0	△ 2.6
調 剤 技 術 料 ¹⁾	149.0	237.7	△ 88.7	△ 37.3
薬 学 管 理 料 ¹⁾	145.4	58.9	86.5	146.9
薬 剤 料	773.6	800.5	△ 26.9	△ 3.4
特定保険医療材料料	2.4	2.2	0.1	6.3
受 付 1 回 当 た り 点 数				
総 数	909.7	928.9	△ 19.2	△ 2.1
調 剤 技 術 料 ¹⁾	126.6	200.8	△ 74.2	△ 37.0
薬 学 管 理 料 ¹⁾	123.5	49.8	73.8	148.3
薬 剤 料	657.5	676.4	△ 18.9	△ 2.8
特定保険医療材料料	2.0	1.9	0.1	6.9
1 件 当 た り 受 付 回 数				
	1.18	1.18	△ 0.01	

注：1) 令和4年度調剤報酬改定において、薬局・薬剤師業務の評価体系の見直しがあり、調剤技術料の一部について薬学管理料への再編が行われたため、令和3年以前との数値の比較には留意が必要である。

図11 調剤行為別にみた受付1回当たり点数の構成割合



注：1) 令和4年度調剤報酬改定において、薬局・薬剤師業務の評価体系の見直しがあり、調剤技術料の一部について薬学管理料への再編が行われたため、令和3年以前との数値の比較には留意が必要である。

9 一般医療 - 後期医療・年齢階級別にみた調剤行為の状況

薬局調剤の1件当たり点数は、一般医療974.8点、後期医療1,289.9点となっている。

受付1回当たり点数は、一般医療845.2点、後期医療1,048.5点となっている。年齢階級別にみると、階級が高くなるにつれて受付1回当たり点数が高くなっている。

1件当たり受付回数は、一般医療1.15回、後期医療1.23回となっている。(表11、図12)

表11 一般医療 - 後期医療・年齢階級別にみた調剤行為別1件当たり点数・受付1回当たり点数・1件当たり受付回数

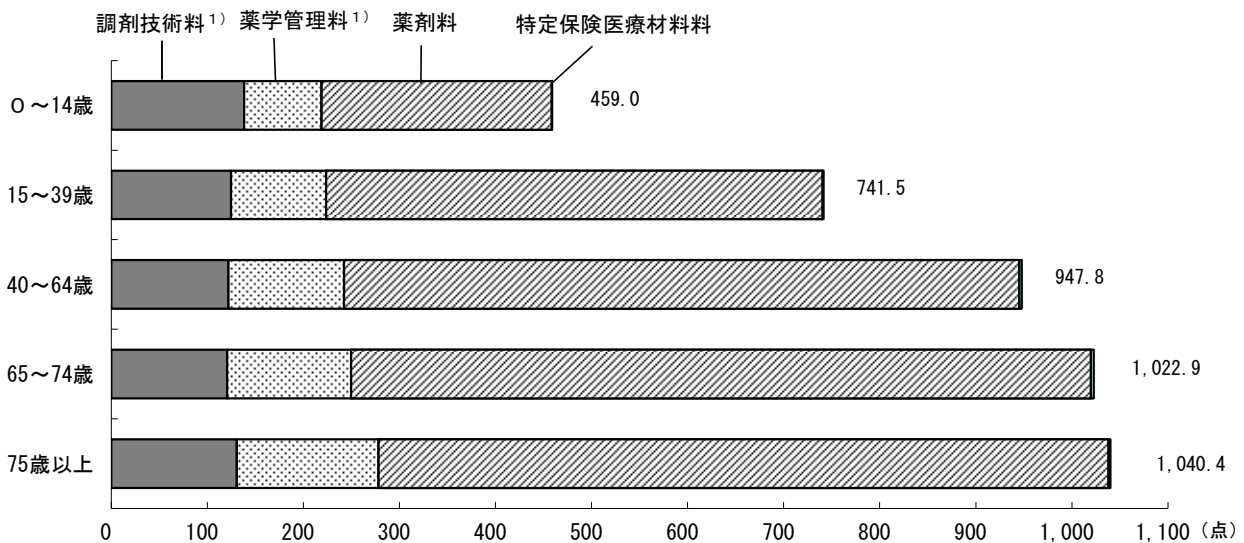
(令和4年6月審査分)

調剤行為	一般医療	後期医療	年齢階級				
			0～14歳	15～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上
1 件 当 た り 点 数							
総数	974.8	1 289.9	567.7	847.4	1 076.0	1 171.7	1 276.1
調剤技術料 ¹⁾	143.8	160.9	171.0	142.5	138.3	138.2	160.3
薬学管理料 ¹⁾	129.4	182.0	99.8	112.9	137.0	148.1	181.3
薬剤料	699.3	944.1	296.4	590.9	797.6	882.0	931.8
特定保険医療材料料	2.3	2.7	0.5	1.1	3.0	3.3	2.4
受 付 1 回 当 た り 点 数							
総数	845.2	1 048.5	459.0	741.5	947.8	1 022.9	1 040.4
調剤技術料 ¹⁾	124.6	130.8	138.2	124.7	121.8	120.6	130.7
薬学管理料 ¹⁾	112.2	147.9	80.7	98.8	120.7	129.3	147.8
薬剤料	606.3	767.3	239.6	517.1	702.6	770.0	759.8
特定保険医療材料料	2.0	2.2	0.4	1.0	2.7	2.9	2.0
1 件 当 た り 受 付 回 数							
	1.15	1.23	1.24	1.14	1.14	1.15	1.23

注：1) 令和4年度調剤報酬改定において、薬局・薬剤師業務の評価体系の見直しがあり、調剤技術料の一部について薬学管理料への再編が行われたため、令和3年以前との数値の比較には留意が必要である。

図12 年齢階級別にみた調剤行為別受付1回当たり点数

(令和4年6月審査分)



注：1) 令和4年度調剤報酬改定において、薬局・薬剤師業務の評価体系の見直しがあり、調剤技術料の一部について薬学管理料への再編が行われたため、令和3年以前との数値の比較には留意が必要である。